

## 広告取扱事業者による越谷市ホームページ広告掲載に関する基準

平成29年2月1日 市長決裁

平成29年9月29日 一部改正

### (趣旨)

第1条 この基準は、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号。以下「要綱」という。）第14条の2の規定に基づき、広告取扱事業者に越谷市ホームページの広告掲載に関する業務を行わせることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 越谷市ホームページ 市が管理し、及び公開するホームページで <http://www.city.koshigaya.saitama.jp/>で始まるもののうち、携帯電話専用ホームページを除くものをいう。
- (2) 広告 広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の社名、団体名等を識別可能な画像又は文字で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (3) 広告取扱事業者 市と契約を締結し、広告の募集その他広告の掲載に必要な業務を行う事業者をいう。

### (広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、越谷市ホームページで、市が指定する位置とする。

### (掲載する広告数)

第4条 越谷市ホームページに掲載する広告数は、16枠を上限とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

### (広告の規格)

第5条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 画像 静止画像
- (2) 大きさ 縦60ピクセルかつ横110ピクセル
- (3) データ形式 GIF形式又はJPEG形式

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、年度を越えることはできない。

(広告の掲載順位)

第7条 広告掲載の順位については、要綱第4条の規定は適用しない。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、広告取扱事業者が定めることができる。

2 広告掲載料の納付については、要綱第10条の規定は適用しない。

(広告の募集)

第9条 要綱第6条の規定にかかわらず、広告の募集は、広告取扱事業者が行う。

(広告掲載の申込み)

第10条 要綱第7条の規定にかかわらず、広告の掲載を希望する者は、広告取扱事業者に掲載を申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 広告取扱事業者は、広告の掲載を希望する者の広告案及び広告のリンク先を取りまとめ、事前に審査を行った上で、広告の掲載開始日の14日前までに市長に承諾を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による承諾を求められたときは、要綱第8条第1項に定めるところにより、広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、同項の越谷市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て決定するものとする。

3 市長は、広告案が要綱第3条各号のいずれかに該当すると判断したときは、広告取扱事業者に対し、広告案の内容の修正を求めることができ

る。

- 4 要綱第8条第2項の規定にかかわらず、市長は、広告掲載の可否を決定したときは、書面により、広告取扱事業者に通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、要綱第11条に定めるところにより、広告の掲載期間中であっても、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、広告の掲載を取り消したときは、取消理由を付した書面により、広告取扱事業者に通知するものとする。

- 3 広告の掲載を取り消した場合においては、広告取扱事業者が市に納入すべき契約金額（以下「契約金額」という。）の減額並びに広告取扱事業者及び広告主に対する補償は、行わないものとする。

(広告掲載の辞退)

第13条 要綱第13条の規定にかかわらず、広告主は、自己の都合により広告の掲載を辞退するときは、広告取扱事業者に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届け出があったときは、広告取扱事業者は、書面により、速やかに市長へ届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による広告掲載の辞退があった場合においては、契約金額の減額を行わないものとする。

(契約金額の減額)

第14条 市長は、広告取扱事業者及び広告主の責めに帰さない事由により2日を超えて広告を掲載できなかつたときは、契約金額を減額するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、越谷市ホームページの運営を一時停止したときは、契約金額の減額を行わないものとする。

(広告の変更)

第15条 広告主は、広告の掲載期間が複数月のときは、1か月単位で当

該広告の内容を変更することができる。

2 広告主が、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、第11条の規定を準用する。

(リンク先の変更)

第16条 広告取扱事業者は、広告主が広告のリンク先を変更しようとするときは、当該変更をしようとする日の7日前までに、市長に届け出るものとする。

(広告取扱事業者及び広告主の責務)

第17条 広告取扱事業者及び広告主は、要綱第14条に定めるところにより、広告の内容及びリンク先のホームページの内容その他広告に関する全ての事項について、一切の責任を負わなければならない。

(その他)

第18条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日市長決裁)

この基準は、平成29年11月1日から施行する。